

グローイング株式会社 サウジム利用規約

第1条【適用範囲】

本規約は、「サウジム」の運営会社である、グローイング株式会社（以下「当社」という。）が運営するサウナ・スパ&フィットネスジム（以下「当施設」という。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとする。

第2条【会員制度】

1. 当施設は会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、当社ウェブサイトに掲載される本規約に同意した上で、次項の諸手続きを完了することで、当施設の利用に関する契約（以下「本契約」という。）を当社と交わした個人または法人をいう。
2. 会員資格は、会員による退会手続き、当社による会員の除名手続き、その他会員資格喪失の場合を除き、自動的に継続される。
3. 当施設及び本サービスは、当社が入会を認めた会員のみが利用できるものとし、当社の裁量により、入会の申し込みについて承認をすることまたは承認しないことができるものとする。
4. 会員は、当施設が入居する施設内の諸規則、当社及び当施設が定める規則を全て遵守しなければならない。

第3条【会員以外の施設の利用制度】

1. 当社または当施設は、次の条件をいずれも満たす場合にのみ、会員以外の者（以下、「ビジター」と言う。）に当施設を都度利用させることができるものとする。
 - ① 当社がビジター（都度利用）について利用料を定めているときは、これを支払うこと。
 - ② 当社及び当施設が必要に応じて、当施設の利用範囲を制限したときは、その制限内で利用すること
2. ビジター利用を希望する者は、本規約に同意した上で、第4条に定める方法で、当社が管理運営する専用 WEB サイトにより申込を行うものとする。
3. ビジターは、申込と同時にクレジットカード登録することにより、ビジター利用料を支払うものとする。
4. ビジターは、実際の当施設利用の有無にかかわらず、一旦支払った利用料等は本規約の定めがある場合を除いて返還しないものとする。
5. ビジターは当施設を利用する際、本規約に規定する入会資格、遵守事項、禁止事項、損害賠償等の各条項の会員が負担する義務と同一の義務を負うものとする。

第4条 【入会資格】

1. 当社または当施設は、入会希望者が以下の各号のいずれかに該当、または該当するおそ

れがあると当社または当施設が判断した場合には、当該入会希望者の入会を拒否することができる。なお、当社及び当施設は、その理由を通知する義務を負わないものとする。

(サウナ&スパ及びフィットネスジム共通事項)

- ① 本規約を遵守できない者
- ② 当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記入漏れがある場合
- ③ 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- ④ タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む。）のある者で、当施設内（施設内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含む。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
- ⑤ 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と当社および当施設が判断した者
- ⑥ 同業者による調査目的など、トレーニング以外の目的で入会しようとする者
- ⑦ 医師等により運動を禁じられている者
- ⑧ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- ⑨ 妊娠中または、妊娠の可能性がある者
- ⑩ 16歳以上18歳未満の者（但し、第4条の場合を除く）
- ⑪ 16歳未満の者
- ⑫ 過去の事務手数料、利用料等について未払いの債務がある者
- ⑬ 過去に、第8条に基づく利用停止等の措置を受ける、もしくは本利用契約を解除された場合、本サービスその他当社のサービスの利用登録の拒否ないし取消等の措置を受けた場合、または当社との契約その他の同意事項に違反した場合
- ⑭ 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者
- ⑮ 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- ⑯ その他、当社または当施設が会員またはビジターとしてふさわしくないと判断した者

(サウナ&スパに関する事項)

- ① 医師等によりサウナまたは、入浴を禁じられている者
- ② 身体の内部器官に炎症（心臓や血管の炎症等）のある物
- ③ 治療を受けていない肺結核、悪性腫瘍、脳卒中の既往歴、重い心臓病、呼吸不全、髄不全または腎不全、出血性疾患、皮膚疾患、その他の一般的に病勢進行中の疾患を罹患している者
- ④ 安静にしても、心臓に変調をきたすような者
- ⑤ 感染症に罹患している恐れのある者

⑥ ベッドに伏していなければならない病気の者

4. 会員またはビジターが前項の各号のいずれかに該当した場合、当該会員またはビジターは当社または当施設に対して、直ちにその旨を通知しなければならない。
5. 会員またはビジターは、登録情報に誤り等があった場合、または変更が生じた場合、当社所定の方法により、当該誤り等もしくは変更を当社に通知し、または本サービス上で自ら修正、変更しなければならない。

第5条【入会申込】

1. 当施設及び本サービスの利用を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、本規約に同意した上で、当社が管理運営する専用 WEB サイト(以下「専用 WEB サイト」という。)により入会申込を行うものとする。
2. 入会しようとする者は、当施設への入会にあたり、当施設が別で定める入会金、事務手数料、月会費（以下総称して「利用料」という）を支払うものとする。
3. 当施設の利用料は、当社が定め、専用 WEB サイトに掲載する。入会希望者は、専用 WEB サイトにおいて事前に利用料を確認した上で入会申込を行うものとする。
4. 16 歳以上 18 歳未満の者が入会を希望する場合は、専用 WEB サイトに当人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとする。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を当人と連帯して負うものとする。
5. 会員の利用開始日は、当社が定め、会員は、入会手続き完了後に入館用 QR コードが発行されると、当施設を利用することができる。
6. ビジターの利用日は、入会希望者が定め、入会手続き完了後に入館用 QR コードが発行されると、当施設を利用することができる。

第6条【利用料の支払い方法】

1. 会員は、当施設の利用にあたり、当施設が別で定める利用料を支払うものとする。
2. 会員は、毎月 20 日までにクレジットカードを登録することにより、翌月分の利用料を支払うものとする。なお、当施設及び本サービスの利用に関して、使用できるクレジットカードは、会員本人名義のクレジットカードに限る。また、各種キャンペーンを除いて、新規入会初月においては、入会申込と同時に、当月分の日割りの利用料及び翌月分の利用料の合計額を同クレジットカードで支払うものとする。
3. 会員は、実際の当施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める利用料を全て支払う義務を負うものとする。一旦支払った利用料等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しないものとする。
4. 当社は、利用料を改定することができるものとする。その場合、改定を行う 2 週間前までに専用 WEB サイトに掲載することにより、会員に告知するものとし、以後は改定後の利用料が適用されるものとする。

5. クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とする。

第7条【遵守事項】

会員及びビジターは、本規約に定める他、以下の各号を遵守しなければならない。

1. 当施設の利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、当施設および当社の説明ならびに指示に従わなければならない。
2. 当施設の利用時は、以下の服装を身に着けてはならない。

(サウナ&スパ・フィットネスジム共通事項)

- ① 当施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチもしくはリベット（鉚）がついている衣服、履物または服飾品等を含むが、これらに限られない。）
 - ② 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、サンダル、草履、長靴等を含むが、これらに限られない。）
 - ③ 会員および他の会員またはビジターを傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
 - ④ サウナ&スパ施設及び脱衣所以外での、上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
 - ⑤ その他、当社または当施設がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
3. サウナ&スパ利用時には、以下の物を持ち込んで是不ならない。
 - ① 可燃物（新聞・雑誌・タバコ等それに準ずる物）
 - ② 情報機器（PC、携帯電話、タブレット等それに準ずる物）
 - ③ アクセサリー、眼鏡等の貴金属類
 - ④ あらかじめ利用する当施設の運営会社が承諾した補助犬等
 4. サウナストーンへの水かけ（ロウリュウ）は、1回あたり柄杓1杯～2杯程度までとすること。なお、水のかけ過ぎによる故障の場合は、修理費用に加えて、休業損害費用についても、当該会員またはビジターの負担とする。
 5. 高血圧、生活習慣病（糖尿病、心臓病、高血圧などの慢性病）の方のサウナ&スパの利用に関しては、必ず主治医にサウナ利用が可能かを相談の上、利用すること
 6. 長時間の温冷交代浴には十分に注意すること

第8条【禁止事項】

当施設内において、以下の行為は禁止される。なお、当施設外であっても、他の会員また

はビジター、当施設の運営に影響する行為は、同様に禁止される。

(サウナ&スパ及びフィットネスジム共通事項)

- ① 当施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
- ② 刃物などの危険物や他者または当施設、器具を傷つける可能性のある物品の当施設内への持ち込み
- ③ 正当な理由なく他者の所持品に触れること
- ④ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように認識される活動を行うこと
- ⑤ 本規約、第3条及び第8条に基づき当施設の利用を認められていない者を同伴させること
- ⑥ スパ施設及び脱衣所を含む、当施設内において、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること
- ⑦ 大声、奇声を発する行為や他の会員またはビジターもしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為
- ⑧ 他の会員またはビジターもしくは施設スタッフに対し、待ち伏せ、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- ⑨ 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員またはビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- ⑩ 当施設の施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
- ⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為
- ⑫ 利用料等その他未払債務を履行せず、当施設を利用すること
- ⑬ 許可なく当施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
- ⑭ 酒気を帯びての利用
- ⑮ 妊娠中または妊娠の可能性のある者の利用
- ⑯ 動物を館内に持ち込むこと（ただし、あらかじめ利用する当施設の運営会社が承諾した補助犬等は除く）
- ⑰ 私物のトレーニング器具を持ち込むこと
- ⑱ 他の会員またはビジターの諸施設利用を妨げる行為
- ⑲ 当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること
- ⑳ 個別オプション（契約ロッカー、水素水サーバー、プロテインサーバー、レンタルタオル等）に加入していない会員またはビジターの個別オプションサービスを利用する行為。
- ㉑ 当施設内（施設内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地内を含む。）の喫煙行為（電子タバコを含む）

(サウナ&スパに関する事項)

- ① サウナ・スパ施設での排泄行為、髪染め、アカスリ、洗濯等、サウナ&スパ利用目的以外での利用
- ② 出血を伴うケガのある者の利用
- ③ 出血を伴う生理中の者の利用
- ④ 下痢症状のある者の利用
- ⑤ サウナストーブ・サウナストーン等に物を投げ込む行為

第9条【利用の禁止及び退場】

当社または当施設は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、直ちに相当期間の利用の禁止または退場の措置を命じることができる。

- ① 本規約等を遵守しないとき
 - ② 第3条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき
 - ③ 第7条に規定する禁止行為があったとき
 - ④ 飲酒等により、正常に当施設を利用することが困難であると当社または当施設が判断した者
 - ⑤ 負傷、発病等で当施設の利用が困難であると当社または当施設が判断した場合で、回復等によりその原因が止んだことを証する医師の診断書の提出を当施設が求めたにもかかわらず、これを提出しない者
 - ⑥ その他、当施設を利用することが困難であると当社または当施設が判断した者
2. 当施設への入館禁止中の会員は、禁止中も利用料及び、オプション利用料を支払わなければならないものとする。

第10条【休会】

1. 会員は、当社公式LINEアカウントにおいて休会手続を行うことにより、休会することができる。休会手続は各月10日までにを行うものとし、翌月1日をもって休会になるものとする。各月11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月1日をもって休会になるものとする。
2. 休会費は月額1,100円(税込)とする。
3. 休会期間は最長3か月とし、休会期間が3か月を超えた場合、会員は自動的に休会を解除され、利用料の支払いを自動的に再開するものとする。
4. 休会手続は、必ず当社の公式LINEアカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による休会の申し出は受け付けられない。
5. 指定した休会期間を満了し、復会する場合は、復会する月の月額料金は1か月分となり、日割り精算は行わない。

6. キャンペーン、クーポンなどの割引期間中に休会した場合、割引適用期間が休会によって延長されることはない。
7. 休会中は当施設及び本サービスは利用できない。
8. 本条の休会手続が完了しない場合は通常の在籍が継続するものとし、当施設の利用がない場合においても通常の利用料が発生する。
9. 休会と同時に第13条に定める個別オプションに関する全ての契約が自動的に解約されるものとする。

第11条【退会】

1. 会員は、当社公式LINEアカウントにおいて、退会手続を行うことにより、退会することができる。退会手続は、以下の各号の定めに従う。
 - ① 退会手続は、当月末日の退会を希望する場合、当月10日までにを行うものとし、かかる手続が行われたときは、当月末日をもって退会となるものとする。翌月末日以降の退会日を希望して退会手続を行った場合には、当該退会日をもって退会となるものとする。
 - ② 各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となるものとする。この場合であっても、翌々月末日以降の退会日を希望して退会手続を行ったときは、当該退会日をもって退会となるものとする。
 - ③ 退会手続は、必ず当社の公式LINEアカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。
2. 本条の退会手続が完了しない場合は通常の在籍が継続するものとし、当施設の利用がない場合においても通常の利用料が発生する。
3. 利用料の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会手続までに完納しなければならない。
4. 利用料は、退会が月の途中でであっても、当該月分を全額支払わなければならない。
5. 退会と同時に第13条に定める個別オプションに関する全ての契約が自動的に解約されるものとする。

第12条 【プラン変更】

1. 会員が会員種別を変更する場合は、当社公式LINEアカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メール、ファックス等によるプラン変更の申し出は受け付けられない。
2. プラン変更手続は、プラン変更開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、プラン変更開始希望月の1日より変更扱いとする。各月の11日以降にプラン変更手続がとられた場合は、翌々月の1日より変更とする。
3. 半年または1年の継続利用キャンペーン特典適応中のプラン変更に関しては、以下の場合は解約扱いとなり、第14条に規定する違約金を支払わなければならないものとする。

る。

- ① サウナ・スパ&ジム利用会員から、ジム利用会員へのプラン変更
- ② 1年継続プラン（Annual plan）から、半年継続会員（Half plan）へのプラン変更

4. 本条のプラン変更手続きが完了しない場合は変更とならず、以前のプラン会費が発生するものとする。

第13条【キャンペーン特典での入会の注意点】

1. キャンペーン特典とは、入会時における、利用料の値引き、その他オプション商品の共与等の特典を指す。
2. 入会時のキャンペーン特典は、半年または1年以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、当施設がキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとする。
3. キャンペーン特典を適用して入会した会員が、半年または1年以上の継続利用を満たさずに第12条3項に該当する会員種別の変更、退会をする場合は、第14条に規定する違約金を支払わなければならないものとする。

第14条【違約金】

1. 継続期間条件のある会員が満了前に中途解約をする場合には違約金を支払わなければならない。なお、継続期間中に休会期間があった場合は、休会月は継続期間には含まないものとする。
 - ① サウナ・スパ&ジム利用1年継続会員（Annual plan）は、継続利用条件期間中に退会される場合、違約金として12,000円（税別）を徴収するものとする。
 - ② サウナ・スパ&ジム利用半年継続会員（Half plan）は、継続利用条件期間中に退会される場合は、違約金として6,000円（税別）を徴収するものとする。
 - ③ ジム利用1年継続会員（Annual plan）は、継続利用条件期間中に退会される場合、違約金として12,000円（税別）を徴収するものとする。
 - ④ ジム利用半年継続会員（Half plan）は、継続利用条件期間中に退会される場合、違約金として6,000円（税別）を徴収するものとする。
2. 違約金は、退会を申し出た日または翌日にクレジットカードでの支払いを行うものとする。
3. クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。その際の必要な振込手数料等その当該会員の負担とする。

第15条【個別オプション】

1. 当施設の現在の個別オプションの種別は以下の通りとするが、会員のニーズや状況に合わせて、個別オプションが変更となる場合もあるものとする。

- ① 水素水サーバー会員

月額600円（税別）を支払うことで、店内に設置した水素水サーバーから専用ボトルまたは市販のボトルを用いて水素水を飲み放題で利用できるサービス

- ② プロテインサーバー会員

月額1,800円（税別）を支払うことで、当施設設置のプロテインサーバーから当施設設置の紙コップを用いて、月20杯まで飲用できるサービスを利用できる

- ③ 水素水&プロテインサーバー会員

月額2,200円（税別）を支払うことで、上記①②のサービスを利用できる

- ④ レンタルタオル会員

月額1,000円（税別）を支払うことで、当施設に設置したタオルとバスタオルを1回の利用につき1セット利用できるサービス

- ⑤ 契約ロッカー利用会員

月額1,000円（税別）を支払うことで、個人契約ロッカーを利用できるサービス

第16条【個別オプション利用申し込み】

1. 会員は、当社公式LINEアカウントに申し出て、希望する個別オプションの利用規約に同意の上、希望する個別オプションに申込みをすることができる。
2. 個別オプションは当施設の会員ではないと申込みをすることができない。
3. 月途中に入会した場合であっても、当社は個別オプションの月額利用料を日割り精算せず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。

第17条【個別オプションの変更及び解約】

1. 会員は、当社公式LINEアカウントに申し出て、個別オプションの変更及び解約手続き（以下「変更等手続き」という。）を行うことにより、個別オプションを変更及び解約（以下「変更等」という。）することができる。
2. 個別オプションの変更等手続きは各月10日までにを行うものとし、変更等手続きが完了した翌月1日から変更等後の内容が適用されることとする。各月の11日以降に変更等手続きがとられた場合は、翌々月1日から変更等後の内容が適用される。

第18条【営業日等】

1. 当施設の営業日、営業時間および定休日（以下「営業日等」という。）については別に定めることとする。
2. 当施設のスパ施設及び脱衣所は、定休日を1週につき1日以上設けることができるも

のとする。

3. 当施設は、必要に応じて営業日等を変更することができるものとする。その場合、変更を行う2週間前までに専用WEBサイトに掲載または、当社公式LINEアカウントにて通知することにより、会員またはビジターに告知するものとする。なお、一時的な営業時間の延長または短縮等の変更については、当施設の会員に対し、事前に当施設所定の場所に掲示する方法にて通知する場合もあるものとする。

第19条【休業】

1. 当社及び当施設は以下の各号に定める場合、当施設の全部または一部を休業とする場合があることとする。
 - ① 気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社及び当施設が必要と判断した場合
 - ② 法令、行政指導、会社経済情勢の著しい変化その他やむをえない理由が発生した場合
 - ③ 当施設の点検、補修、改修その他当施設の運営管理上、当社及び当施設が必要と判断した場合
 - ④ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当社の都合により当社及び当施設が必要と判断した場合
2. 会員は、一定期間、当施設を利用することができなくなるについて、あらかじめ了承するものとする。

第20条【賠償責任】

1. 会員またはビジターは、自己の責任において当施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員またはビジターが受けた損害に対して、当社および当施設はその損害賠償の責任を一切負わないものとする。
 - ① 第6条に規定する遵守事項に違反した場合
 - ② 第7条に規定する禁止行為をした場合
 - ③ 当施設の指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
 - ④ 施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル
 - ⑤ その他、当施設の責に帰さない事由
2. 会員またはビジターは、当施設等を利用中に自己の責に帰すべき事由により、当施設、当施設のスタッフ、当施設の設備等、他の会員またはビジター、第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責任を負うものとする。
3. 当施設は、会員またはビジターが施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、当施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責任を負わないものとする。

4. 第1項第4号のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、当施設は一切関与しないものとし、当該会員または当該ビジターは当施設に対し、相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとする。

第21条【解散及び閉店】

1. 当社は、当社の判断に従い、当社を解散、または当施設を閉店することができる。
2. 当社の解散、当施設の閉店について、当社は会員またはビジターに対し、何らの補償も行わない。

第22条【遺失物の取扱い】

1. 当施設は、施設内において、忘れ物、落し物等（以下「遺失物」という。）を拾得した場合は、当施設の定める所定の保管場所に移し、30日間これを保管するものとする。
2. 会員またはビジターが前項に基づき保管した収納物品を30日間経過しても引き取らない場合には、当施設は、会員またはビジターが当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを廃棄、その他処分することができるものとする。
3. 会員またはビジターは、本施設内において、遺失物を拾得した場合は、当施設に届ける義務を負うものとする。

第23条【盗難及び紛失】

1. 会員またはビジターは、当施設が会員制であるとしても、不特定多数の者が利用する施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故に合わないよう適切に管理するものとする。
2. 会員またはビジターが当施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社及び当施設は、当社及び当施設に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとする。

第24条【告知及びご連絡】

1. 本規約に別途定めがある場合を除き、当社及び当施設が会員またはビジターに対して行う告知及び連絡は、原則として当社WEBサイトに掲載または、当社公式LINEアカウントからの通知および当施設での掲示によるものとし、会員またはビジターは、当社からの告知及び連絡に留意するものとする。また、当施設におけるキャンペーンその他の告知内容を、会員またはビジターが認識されなかったことについて、当社及び当施設は、何らの責任も負わないものとする。
2. 前項にもかかわらず、当社及び当施設は、告知および連絡の内容、性質に応じて、会員またはビジターへの郵送、電子メール、当施設内での配布物の配布、口頭でのお声

掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知および連絡を行うものとする。また、当社及び当施設からの連絡をあらかじめ拒否されている会員またはビジターに対しても、当社及び当施設が必要と判断した重要な連絡を行うことができるものとする。

3. 当社及び当施設から会員またはビジターへの郵送、公式 LINE アカウントからの通知、電子メールは、会員またはビジターが当社に申告した住所またはアカウント、アドレス宛に発信されるものとし、当該住所またはアカウント、アドレス宛に発信された書面または、公式 LINE アカウントからの通知、電子メールが会員またはビジターに到達しなかったことについて、当社及び当施設は何らの責任も負わないものとする。

第25条【個人情報の取扱い】

1. 当社及び当施設は、会員またはビジターが提供した会員情報のうち、会員またはビジターの個人情報（個人情報保護関連法で定められた個人情報をいう。）を、本規約及び、個人情報保護関連法にしたがって適正に管理する。
2. 当社及び当施設は、会員またはビジターから預かった個人情報を、会員またはビジターの本人確認、当社または当施設からの各種連絡・案内の送付（公式 LINE アカウントからの通知、電子メールおよび郵送のいずれも含む。）、会員またはビジターからの質問に対する回答の送付（公式 LINE アカウントからの通知、電子メールおよび郵送のいずれも含む。）、および当施設の利用料等請求に利用できるものとする。
3. 当社及び当施設は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しない。
 - ① 会員本人またはビジター本人の同意がある場合
 - ② 会員またはビジターが希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために会社が業務を委託する業者に対して開示する場合
 - ③ 法令に基づき開示することが必要である場合
4. 会員またはビジターが本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、当社及び当施設は、本人であることを確認の上、合理的な期間および範囲において対応することとする。

第26条【本利用約款の変更】

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本利用約款を変更することができる。
 - ① 本利用約款の変更が、会員またはビジターの一般の利益に適合する場合。
 - ② 本利用約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なもの

である場合。

2. 当社は前項による本利用約款の変更にあたり、変更後の本利用約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、本利用約款を変更する旨及び変更後の本利用約款の内容とその効力発生日を当社 WEB サイトに掲載または、当社公式 LINE アカウントからの通知および当施設で掲示し、通知します。
3. 当社が会員及びビジターに変更後の本利用約款の内容を通知し、変更後の本利用約款の効力発生日以降に会員及びビジターが本サービスを利用した場合、会員及びビジターは本利用約款の変更に同意したものとみなします。

附則

1. 本規約は、2024 年 9 月 6 日から発効する。
2. 2024 年 12 月 15 日、一部条文の変更及び追加、施行。
 - (1) 変更 第 6 条 第 1 3 条 (クレジットカード決済日)
 - (2) 追加 第 2 5 条 (本利用規約の変更)
3. 2024 年 12 月 23 日、一部の条文の変更、施行。
 - 第 1 3 条 (クレジットカード決済日)
4. 2025 年 2 月 20 日、一部の条文の追加、施行。
 - 第 1 2 条 (プラン変更)

レンタルタオル利用規約

第 1 条【利用契約の成立】

会員とグローイング株式会社（以下「当社」という。）との間で、サウジム会員契約を締結された後、当社に対し、本規約に同意してレンタルタオル利用を申込み、それに対し当社が承諾することにより、本規約に基づく会員と当社間のレンタルタオル利用契約が成立する。

第 2 条【有効期間】

1. レンタルタオル利用契約は、当社が定める日（以下「契約開始日」という。）から開始し、会員は、レンタルタオルを使用する資格を得ることとする。以後、会員は、レンタルタオル利用契約が終了するまでの間、本規約に従い、レンタルタオルを利用することができる。

2. レンタルタオル利用契約は、会員による解約手続き、当社による利用契約の解除の場合を除き、自動的に継続される。
3. 会員が当施設を休会または退会した場合、レンタルタオル利用契約は、自動的に解約されるものとする。

第3条【利用料】

1. 会員は、レンタルタオル利用契約が終了するまでの間、当社がサウジム会員規約に定める所定の支払い方法および期限に従い、所定の利用料を支払うものとする。
2. 月途中に入会した場合であっても、当社は月額利用料の日割り請求をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。
3. 理由のいかんを問わず、利用契約が月の途中で終了した場合であっても、当社は、月額利用料の日割精算をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。

第4条【利用方法】

1. レンタルタオルは、レンタルタオル利用契約会員のみ利用できるものとする。
2. 会員は、チェックイン1回につき、レンタルタオル大・小各1枚を利用できるものとする。

第5条【禁止事項】

会員は、レンタルタオル利用に関して、次に掲げる行為を禁止する。

- ① レンタルタオル、もしくは当施設が貸与した物品を汚損し、またはき損すること
- ② レンタルタオルを第三者に使用させること
- ③ チェックイン1回につきレンタルタオル大・小各1枚を超えて使用すること
- ④ 前各号に類する行為を行うことにより、第三者のタオル使用の迷惑となる行為をすること

第6条【解約手続き】

1. 会員は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、各月10日までに行うものとし、かかる手続きが行われたときは、当月末日をもって解約となる。各月の11日以降にかかる手続きがとられた場合は、翌月末日を持って解約となる。
2. 退会手続きは、必ず当社公式LINEアカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。

第7条【利用契約の解除】

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知および催告なしにレンタルタオル利用契約を終了させることができる。

- ① 利用契約、本規約またはレンタルタオル利用にかかる規則等、当社の定める規定に違反した場合
- ② 当施設の会員資格を喪失した場合
- ③ レンタルタオルを当施設の利用以外の目的で利用した場合
- ④ 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出た場合
- ⑤ その他レンタルタオルの利用に関して、当社または当施設の指示に従わない場合

第8条【故障時等の処置】

1. 当施設は、レンタルタオル用洗濯機故障等により緊急に点検・整備を要するとき、その他当施設が必要と認めるときには、レンタルタオル使用中止の処置ができるものとする。この場合において、会員は、一定期間、レンタルタオルを利用することができなくなるについて、あらかじめ了承するものとする。
2. 前項あるいは、その他の事由により会員に一定期間、レンタルタオルが提供できない場合でも、当社は会員に対し利用料の払い戻しは行わないものとする。

第9条【会員の損害賠償責任】

1. 会員は、タオルに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当社に対してその損害の賠償をしなければならない。
 - ① レンタルタオルの利用により、著しい汚れ、破損等が見受けられ修繕が必要とみなされた場合
 - ② 当施設が貸与した物品を破損し、または紛失した場合
2. 前項の事由による損害の賠償金額は、大タオル1枚につき1,000円（税別）・小タオル1枚につき500円（税別）とする。

第10条【免責事項】

1. 会員の責に帰すべき事由により、会員が受けた損害に対しては、当社はこれを賠償する責任を負わない。
2. 当施設内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社及び当施設は責任を負わない。
3. 器物破損等に関しては、免責金額上限5万円とする。
4. 会員間に生じたトラブルについては、当事会員間において解決するものとし、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わない。

第11条【その他】

本規約に定めのない事項については、当社の会員規約の定めまたは当社の指示に従うものとする。なお、当社は、当施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により、会員に周知するものとする。

附則 本規約は、2024年9月6日から発効する。

契約ロッカー利用規約

第1条【利用契約の成立】

会員とグローイング株式会社（以下「当社」という。）との間で、サウジム会員契約を締結された後、当社に対し、本規約に同意して契約ロッカーの使用を申込み、それに対し当社が承諾することにより、本規約に基づく会員と当社間の契約ロッカー利用契約が成立する。

第2条【有効期間】

1. 契約ロッカー利用契約は、当社が定める日（以下「契約開始日」という。）から開始し、会員は、契約ロッカーを使用する資格を得ることとする。以後、会員は、契約ロッカー利用契約が終了するまでの間、本規約に従い、契約ロッカーを利用することができる。
2. 契約ロッカー利用契約は、会員による解約手続き、当社による利用契約の解除の場合を除き、自動的に継続される。
3. 会員が当施設を休会または退会した場合、契約ロッカー利用契約は、自動的に解約されるものとする。

第3条【利用料】

1. 会員は、契約ロッカー利用契約が終了するまでの間、当社がサウジム会員規約に定める所定の支払い方法および期限に従い、所定の利用料を支払うものとする。
2. 月途中に入会した場合であっても、当社は月額利用料の日割り請求をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。
3. 理由のいかんを問わず、利用契約が月の途中で終了した場合であっても、当社は月額利用料の日割請求をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。

第4条【利用方法】

1. 当社及び当施設は、契約ロッカー利用契約が成立し、入金の確認ができ次第、会員に対し、契約ロッカーを貸与するものとする。
2. 会員は、自ら契約ロッカーの4桁の暗証番号を設定したうえで、第三者に開示せず自己の責任において管理するものとする。

第5条【禁止事項】

会員は、契約ロッカー利用に関して次に掲げる行為を禁止する。

- ① 契約ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること
- ② 第三者の契約ロッカーをその承諾を得ずに開扉すること
- ③ 契約ロッカーもしくは当施設が貸与した物品を汚損し、またはき損すること
- ④ 契約ロッカーを第三者に使用させること
- ⑤ 前各号に類する行為を行うことにより第三者のロッカー使用の迷惑となる行為をすること

第6条【保管できないもの】

会員は、次に掲げる物を契約ロッカーに収納してはならない。

- ① 現金、貴重品（貴金属、高級時計等）またはこれらに類する物
- ② 揮発性物質、爆発物等の危険物
- ③ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物（濡れたままのタオル、衣類等）または契約ロッカーを汚損・き損するおそれのある物
- ④ 法律により所持または携帯を禁じられている物
- ⑤ その他契約ロッカーによる保管に適さないと当社及び当施設に認められた物

第7条【収納できないものを入れた場合の処置】

当社及び当施設は、契約ロッカーの収納物品が前条に掲げる物に該当する疑いのあると認めたときには、当該契約ロッカーを開扉することができ、かつ、当社及び当施設の判断により当該収納物品を保管、廃棄その他設備管理上必要な処置をすることができる。

第8条【解約手続き】

1. 会員は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、各月10日までに行うものとし、かかる手続が行われたときは、当月末日をもって解約となる。各月の11日以降にかかる手続がとられた場合は、翌月末日をもって解約となる。
2. 退会手続は、必ず当社公式 LINE アカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。

第9条【利用契約の解除】

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知および催告なしに契約ロッカー利用契約を終了させることができる。
 - ① 利用契約、本規約または契約ロッカー利用にかかる規則等、当社及び当施設の定める規定に違反した場合
 - ② 当施設の会員資格を喪失した場合
 - ③ 契約ロッカーを当施設の利用以外の目的で利用した場合
 - ④ 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出た場合
 - ⑤ その他契約ロッカーの利用に関する当社及び当施設の指示に従わない場合

第10条【契約終了時の収納物品の処理】

1. 会員は、理由のいかんを問わず契約ロッカー利用契約が終了するときには、その終了日までに収納物品を引き取り、契約ロッカーを当施設に明け渡すものとする。
2. 会員が利用契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、当社及び当施設は、当設契約ロッカーを開錠し、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、利用契約終了日から30日間これを保管するものとする。
3. 会員が前項に基づき保管した収納物品を利用契約終了日から30日間経過しても引き取らない場合には、当施設は、会員が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを廃棄、その他処分することができる。

第11条【故障時等の処置】

1. 当施設は、契約ロッカーの故障等により緊急に点検・整備を要するとき、その他当施設が必要と認めるときには、当施設契約ロッカーを開錠し、当施設収納物品を所定の保管場所に移すことができるものとする。この場合において、会員は、一定期間、契約ロッカーを利用することができなくなることについて、あらかじめ了承するものとする。
2. 前項あるいは、その他の理由により会員に一定期間、契約ロッカーを利用することができない場合でも、当社は会員に対し利用料の払い戻しは行わないものとする。

第12条【会員の損害賠償責任】

会員は、契約ロッカー利用において次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当社に対してその損害の賠償をしなければならない。

- ① 契約ロッカーの利用により、著しい汚れ、破損、サビ等が見受けられ、修繕が必要とみなされた場合
- ② 当施設が貸与した物品を破損し、または紛失した場合

第13条【免責事項】

1. 会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害に対しては、当社はこれを賠償する責任を負わない。
2. 当施設内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが当社及び当施設の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わない。
3. 器物破損等に関しては、免責金額上限5万円とする。
4. 会員間に生じたトラブルについては、当事会員間において解消するものとし、当社及び当施設の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わない。

第14条【その他】

本規約に定めのない事項については、当社の会員規約の定め、または当社及び当施設の指示に従うものとする。なお、当社は、当施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により会員に周知するものとする。

附則 本規約は、2024年9月6日から発効する。

水素水サーバー及びプロテインサーバー利用規約

第1条【利用契約の成立】

会員とグローイング株式会社（以下「当社」という。）との間で、サウジム会員契約を締結された後、当社に対し、本規約に同意して水素水サーバーまたは、プロテインサーバーあるいはその両方（以下「サーバー」という。）の使用を申込み、それに対し当社が承諾することにより、本規約に基づく会員と当社間のサーバー利用契約が成立する。

第2条【有効期間】

1. サーバー利用契約は、当社が定める日（以下「契約開始日」という。）から開始し、会員は、サーバーを使用する資格を得ることとする。以後、会員は、サーバー利用契約が終了するまでの間、本規約に従い、サーバーを利用することができる。
2. サーバー利用契約は、会員による解約手続き、当社による利用契約の解除の場合を除き、自動的に継続される。
3. 会員が当施設を休会または退会した場合、サーバー利用契約が自動的に解約されるものとする。

第3条【利用料】

1. 会員は、サーバー利用契約が終了するまでの間、当社がサウジム会員規約に定める所定の支払い方法および期限に従い、所定の利用料を支払うものとする。
2. 月途中に入会した場合であっても、当社は月額利用料の日割り請求をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。
3. 理由のいかんを問わず、利用契約が月の途中で終了した場合であっても、当社は、月額利用料の日割請求をせず、会員は、月額利用料全額を当社に対して支払うものとする。

第4条【利用方法】

3. サーバーは、サーバー利用契約会員のみ利用できるものとする。
4. 水素水サーバー利用方法は以下の通りとする。
 - ① 水素水サーバー利用の際は、当施設から別途お渡しする専用ボトル、又は別途ご用意頂いた市販のボトルを給水口に設置して利用するものとする。
 - ② 会員は、ご購入頂いた専用の水素水パックによる場合にかぎり、飲料水を持ち帰ることができる。
3. プロテインサーバー利用方法は以下の通りとする。
 - ① 当社は、プロテインサーバー利用契約が成立し、入金の確認ができ次第、会員に対し、プロテインサーバー専用の I C タグを発行、貸与するものとする。
 - ② IC タグをプロテインサーバーにかざし、当施設に設置されている紙コップを、給水口に設置して利用するものとする。

第5条【禁止事項】

1. 会員は、サーバーに関して次に掲げる行為を禁止する。
 - ① サーバーもしくは当施設が貸与した物品を汚損し、またはき損すること
 - ② サーバーを第三者に使用させること
 - ③ 前各号に類する行為を行うことにより第三者のサーバー使用の迷惑となる行為をすること

第6条【解約手続き】

1. 会員は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、各月10日までに
行うものとし、かかる手続が行われたときは、当月末日をもって解約となる。各月の
11日以降にかかる手続がとられた場合は、翌月末日をもって解約となる。
2. 退会手続は、必ず当社公式 LINE アカウントに申し出て行うものとする。電話、電子メ
ール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。

第7条【利用契約の解除】

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知および催告なしにサーバー利用契約を終了させることができる。
 - ① 利用契約、本規約またはサーバーにかかる規則等、当社及び当施設の定める規定に違反した場合
 - ② 当施設の会員資格を喪失した場合
 - ③ サーバーを当施設の利用以外の目的で利用した場合
 - ④ 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出た場合
 - ⑤ その他サーバーの利用に関する当社及び当施設の指示に従わない場合

第8条【故障時等の処置】

1. 当社及び当施設は、サーバーの故障等により緊急に点検・整備を要するとき、その他当社及び当施設が必要と認めるときには、サーバー使用中止の処置ができるものとする。この場合において、会員は、一定期間、サーバーを利用することができなくなることに ついて、あらかじめ了承するものとする。
2. 前項あるいは、その他の理由により会員に一定期間、サーバー利用が提供できない場合でも、当社は会員に対し利用料の払い戻しは行わないものとする。

第9条【会員の損害賠償責任】

会員は、サーバーに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当社に対してその損害の賠償をしなければならない。

- ① サーバーの利用により、著しい汚れ、破損等が見受けられ、修繕が必要とみなされた場合
- ② 当施設が貸与した物品を破損し、または紛失した場合
- ③ プロテインサーバー用 IC タグを紛失した場合、再発行料として 1,000 円（税別）を申し受ける。

第10条【免責事項】

1. 会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害に対しては、当社はこれを賠償する責任を負わない。
2. 当施設内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが当社及び当施設の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わない。
3. 器物破損等に関しては、免責金額上限 5 万円とする。

4. 会員間に生じたトラブルについては、当事会員間において解消するものとし、当社及び当施設の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わない。

第11条【その他】

本規約に定めのない事項については、当社の会員規約の定め、または当社及び当施設の指示に従うものとする。なお、当社は、当施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により会員に周知するものとする。

附則 本規約は、2024年9月6日から発効する。